

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 月まで

「ねんきん定期便」に記載されている申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する「平成 3 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び申立人から提出された「平成 3 年分所得税の確定申告書（控）」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、53 万円に対する保険料を納付していないとすると会社全体の厚生年金保険料額が合わないはずだと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年8月までの期間及び59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年8月まで
② 昭和59年7月から61年3月まで

会社を辞めてから2年後ぐらいに市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるという説明を受け、多額の保険料を用意したことを覚えている。その後、国民年金保険料は集金人に納付し、その集金人が集金業務を辞めた後は、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年8月28日以降に払い出されているとともに、市の国民年金被保険者名簿により同年9月28日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点で、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄において、得喪年月日「59.7.31」、理由「喪失申出」及び処理年月日「59.7.30」の記載が確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 7 日から同年 9 月 29 日まで
② 昭和 28 年 10 月 7 日から 29 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 29 年 9 月 22 日から 37 年 1 月 13 日まで

会社退職後に、脱退手当金を受給した人の話を聞いたが、厚生年金は老後に受給するものだと考え、脱退手当金の受給手続きをしなかった記憶があるので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年4月10日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年2月14日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間③に係る事業所の被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50名のうち、申立人の資格喪失日である昭和37年1月13日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給権を有する女性23名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち19名（申立人を含む。）が資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 6 日から 37 年 3 月 16 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 5 日まで
③ 昭和 46 年 1 月 7 日から同年 8 月 8 日まで
④ 昭和 47 年 1 月 5 日から 49 年 2 月 26 日まで

私は、これまで脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に係る事業所の被保険者原票には、脱退手当金の支給手続が行われたことを意味する「脱退 49.5.8」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額及び月数に計算上の誤りは無い上、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 49 年 5 月 14 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。